

動き始めた司法のICT化



IDF「法務・監査」分科会

2018年3月20日

笠原 毅彦

1

日本経済再生本部



「日本再興戦略 -Japan is Back-」(2013年)以降、成長戦略のKPI「2020年までに世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、先進国(OECD加盟35か国)で3位以内を目指す」としているが、日本の順位は年々低下。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/index.html>

2

本日の報告



- 裁判手続等のIT化検討会
- ドイツ(オーストリア)における司法のICT化
- スペインにおける司法のICT化

- 日本における議論の問題点と、基本視点
- 個別問題

3

事例報告



- ドイツ (・・・EUの中で、裁判のIT化が遅れている。)

ドイツ民事訴訟法

南ドイツ諸州に於ける裁判のIT化

Landshut ITセンター 地方裁判所

cf) 先行事例としてのオーストリア⁽¹⁾

<http://www.univie.ac.at/frisch/isegov/aushaengUniWien/IT-JustizSchneider210003.pdf>

- スペイン ……動画のみに依る裁判記録
カタルーニャ州バルセロナ地方裁判所

4

事例報告



● ドイツ

2001年 6月 「裁判所の手続における送達手続を改正する法律
(送達法改正法)」

2001年 7月 「新たな取引に私法上の様式に関する規定その他の
規定を適合させるための法律(私法適合法)」

2005年 3月 「司法への電子情報形態の利用に関する法律
(司法情報化法)」

2013年10月 「裁判所電子情報交換促進法(電子司法法)」

2017年 7月 「司法における電子文書の導入および伝情報交換の
更なる要請のための法律」

● スペイン

カタルーニャ州バルセロナ地方裁判所
アルコンテシステム

5

ドイツ民事訴訟法改正(申立て)



● 2001年6月「裁判所の手続における送達手続を改正する法律
(2002年7月1日施行 — 「送達法改正法」)

● 2001年7月「新たな取引に私法上の様式に関する規定その他の規定を
適合させるための法律

(2002年8月1日施行 — 「私法形式規定適合法」)

- 民事訴訟法(ZPO)改正、訴えの提起と判決の送達を電子化
送達規定174条1項、3項
 - 公法上の機関、弁護士等: 無条件
 - その他手続関係者: 明示の同意
- 判決を含む送達を電子的文書で可

● 電子的文書: BGB126条a「適格電子署名」

- 民事訴訟法上表見証拠として、真正性推定

6



ドイツ民事訴訟法の改正 ZPO174条(送達)

送達(判決を含む)を電子文書で認める

公法上の機関、弁護士等 → 無条件

その他の手続の関係者 → 明示の同意がある場合

ZPO174条

- (1) 文書は、弁護士、公証人、執行官、税理士、又は、その他その職業に基づき、より高度な信頼性を有する者、公法上の官庁、法人又は施設に対して、受領証と引き換えに、これを送達することができる。
- (2) (省略)
- (3) 第一項に掲げるものに対しては、電子的文書に依っても送達をなすことができる。手続の関係人が、電子的文書による通知に明示的に同意している場合も同様とする。この通知をなすには、電子書名の付された文書に依らなければならない。権限のない第三者による認知から保護されていなければならない。

7

テレビ会議システムによる弁論



ZPO128条a (画像及び音声継システムによる弁論)

- (1) 当事者の同意が存する場合、裁判所は、申立てにより、当事者及び訴訟代理人並びに輔佐人に対して、弁論の間、別の場所に居て、そこで訴訟行為をなすことを許可することができる。弁論は、画像及び音声で、当事者、訴訟代理人、及び輔佐人の居る場所並びに法廷に同時中継される。
- (2) 当事者の同意が存する場合、裁判所は、証人、鑑定人又は当事者に対して、尋問の間、別の場所に居ることを許可することができる。尋問は、画像及び音声で法廷に同時中継される。当事者、訴訟代理人並びに輔佐人に前項の許可がなしている場合、尋問は、画像及び音声でその場所にも同時中継される。

8



電子署名とその効力

民法(BGB)126条a (1) 法律に規定された文書形式を電子的形式でなす場合, その表示をなす者は, 氏名を記し, 電子文書に書名法に基づく適格電子署名を附さなければならない。

- (適格電子署名: 電子署名法により定められた、一定の安全性を有する電子署名(米丸恒治、「ドイツにおける電子政府の現状と電子的行政手続法」季刊行政管理研究101号23頁以下))

民事訴訟法(ZPO)292条a 署名法による検証に基づいて電子的に(民法126a条)なされた意思表示の真正性の表見は, その表示が署名鍵所有者の意思に基づきなされたことに付いて重大な疑いを根拠付ける事実によってのみ, 覆すことができる。

9

2005年民事訴訟法改正(e-ZPO)



- 民事手続全般を電子化
- 適格電子署名の附された電子文書を裁判所内の文書として認める。

ZPO298条a(電子的記録)

- (1) 訴訟記録は電子的になすことができる。連邦政府及び州政府は, その地域に対して, 法規命令(Rechtserordnung)により, 電子的記録をなすことができる開始日時及び電子記録の作成(Bildung), 運用(Führung)及び保存(Aufbewahrung)のために, 組織的・技術的な大綱(organisatorisch-technischen Rahmenbedingungen)を定める。州政府は, 法規命令により, 州司法省に権限を授与することができる。電子的記録の許可は, 個別の裁判所または手続に限定することができる。
- (2) 書面形式で提出された文書及びその他の添付書類は, 原本を電子的文書に置き換えることができる。添付書類は, 書面形式が必要な限りにおいて, 手続が確定により終了するまで保存する。
- (3) 電子的記録は, 何時に何人により電子的文書とされたかが記載されなければならない。この記載は, 署名をなした者により電子署名がなされなければならない。

10

電子訴訟記録の閲覧・証拠力



ZPO299条第3項(閲覧)

訴訟記録が電子的になされた場合、書記課は、書面形式に変換するか、電子的記録のまま見読可能にし、又は、送信することにより閲覧に供しなければならない。送信する場合は、記録に適格電子書名を附し、暗号化(Verschlüsselung)により権限のない者の知見から守られなければならない。

ZPO371条a(証拠力)

- (1) 適格電子書名の附された私人の電子的文書には、私文書の証拠力の規定を準用する。署名法による検証に基づいて電子的形式でなされた意思表示の真正性の表見は、その表示が署名鍵所有者の意思に基づきなされたことに付いて重大な疑いを根拠付ける事実によってのみ、覆すことができる。
- (2) 公的機関によりその職務権限内で作成された、又は、公信力(öffentlichem Glauben)があるとされる者により、その認められた業務の範囲内で、規定された形式に基づいて作成された電子的記録(公的電子的記録)には、公文書の証拠力の規定を準用する。記録に適格電子書名が附されている場合には、437条を準用する。

11

文書の真正性



ZPO371条a

- (1) 適格電子署名の附された私人の電子的文書には、私文書の証拠力の規定を準用する。署名法による検証に基づいて電子的形式でなされた意思表示の真正性の表見は、その表示が署名鍵所有者の意思に基づきなされたことに付いて重大な疑いを根拠付ける事実によってのみ、覆すことができる。
- (2) 公的機関によりその職務権限内で作成された、又は、公信力(öffentlichem Glauben)があるとされる者により、その認められた業務の範囲内で、規定された形式に基づいて作成された電子的記録(公的電子的記録)には、公文書の証拠力の規定を準用する。記録に適格電子書名が附されている場合には、437条を準用する。

12



公的電子記録の証拠力

ZPO416条a（公的電子的記録の証拠力）

公的機関によりその職務権限内で作成された，又は，公信力（*öffentlichem Glauben*）があるとされる者により，その認められた業務の範囲内で，規定された形式に基づいて作成された電子的記録の印刷されたもので，認証の記載（*Beglaubigungsvermerk*）のあるもの，並びに，裁判所の電子的記録で，第298条第2項の規定による当該裁判所の記載（*Vermerk*）のあるものは，公信力のある公文書（*öffentlichen Urkunde in beglaubigter Abschrift*）とみなす。

13



閲覧

ZPO299条 訴訟記録が電子的になされた場合，書記課は，書面形式に変換するか，電子的記録のまま見読可能にし，又は，送信することにより閲覧に供しなければならない。送信する場合は，記録に適格電子書名を附し，暗号化により権限のない者の知見から守られなければならない。

14



電子文書

ZPO130条a (電子文書)

- (1) 準備書面および付属書類，当事者の申立および陳述，または，報告，証言，鑑定および第三者の陳述が，書面によりなされる場合，裁判所の処理に適したものである限り，当該書面は電子文書の書類によることができる。申立人は，当該文書に署名法に基づく適格電子署名を附さなければならない。送信された電子文書が裁判所の処理に適さない場合，裁判所は，送信者に対し，利用可能な技術的準則を，遅滞なく通知しなければならない。
- (2) 連邦政府および州政府は，その地域に対して，法規命令により，裁判所に対し電子文書による申立てが可能となる開始日時，および，文書の編集のために適した形式を定めなければならない。
- (3) 電子文書は，受領のために定められた裁判所の（電子情報処理）組織に記録された時に到達したものとみなす。

15

訴訟手続のLegal-XML化 - ドイツにおけるLegal-XML



裁判所と検察庁の間の電子的法情報交換 のための，技術的基本指針

(OT-Leit-ERV)

電子法情報交換部会

(Arbeitsgruppe Elektronischer Rechtsverkehr)

2005年4月21日版

16

通信官署 (Kommunikationsstellen) の設置



1. 裁判所および検察庁は、(私書箱のような)電子データの受領官署を定め、これを上述4に挙げた規定に従った設備として、公示しなければならない。また12. 2第2項を準用する。官署の他の場所で受領された電子申立ては、受領官署に移送される。送信者には、その旨通知される(例えば、「cc-Mail」)。
2. 設備は、州司法官庁および検察庁により、中央受領官庁に依ることを定めることができる(例えば、計算機センター)。

17

訴訟資料デジタル化の義務化 - 2013



裁判所電子情報交換促進法(電子司法法)

Gesetz zur Förderung des elektronischen Rechtsverkehrs mit den Gerichten vom 10. Okt. 2013 (eJustice-Gesetz)

(参考: 電子行政促進法 Gesetzes zur Förderung der elektronischen Verwaltung sowie zur Änderung weiterer Vorschriften vom 25. Juli 2013)

BGBI:

[https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav?startbk=Bundesanzeiger_BGBl&start=//*\[@attr_id=%27bgbl113s3786.pdf%27\]#_bgbl_%2F%2F*%5B%40attr_id%3D%27bgbl113s3786.pdf%27%5D_1508663584138](https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav?startbk=Bundesanzeiger_BGBl&start=//*[@attr_id=%27bgbl113s3786.pdf%27]#_bgbl_%2F%2F*%5B%40attr_id%3D%27bgbl113s3786.pdf%27%5D_1508663584138)

司法省: <https://www.justiz.nrw.de/JM/schwerpunkte/erv/index.php>

18

電子文書 130条aの改正 弁護士及び官庁の利用義務



ZPO130条a (電子文書)

- (1) 準備書面および付属書類, 書面によりなされるべき当事者の申立および陳述, または, 書面によってなされるべき報告, 証言, 鑑定, 翻訳および第三者の陳述は, 以下の項の規定により, 電子文書によることができる。
- (2) 電子文書は, 裁判所の処理に適したものでなければならない。連邦政府は, 法規命令により, 連邦委員会(Bundesrat)の同意の下, 送信及び処理に適した技術的準則(Rahmenbedingungen)を定めなければならない。
- (3) 電子文書は, 当該申立人の適格電子署名が付されているか, 当該申立人によって署名され, 安全な通信方法により提出されなければならない。

19

ZPO130条a 2



- (4) 安全な通信方法とは,
 1. De-Mail(略)
 2. 弁護士法31条aによる電子私書箱(Postfach beA)⁽¹⁾(略)
 3. 本人確認がなされた, 官庁または公法人の私書箱(Postfach)と裁判所の電子私書箱(Poststelle)の間でなされた通信。第2項第2文の規定を適用する。
 4. 連邦委員会の同意の下, 連邦政府の法規命令により認められた, 連邦内共通の他の送信方法。(当該送信方法は,)データの真正性と完全性と使いやすさ(Barrierefreiheit)を備えていなければならない。
- (5) 電子文書は, 受領のために定められた裁判所の(電子情報処理)組織に記録された時に到達したものとみなす。
- (6) 送信された電子文書が裁判所の処理に適さない場合, 裁判所は, 送信者に対し, 送信(Eingang)が無効であること, 及び, 利用可能な技術的準則を, 遅滞なく通知しなければならない。送信者が遅滞なく裁判所の処理に適した形で再送信し, 初めに送信した文書と内容が同一であることを疎明した場合, 文書は初めの送信の時になされたものとみなす。

20

ZPO130条d

訴訟資料デジタル化の義務化



2018年1月1日:

全ての裁判所で電子情報交換 (elektronische Rechtsverkehr) を可能にする。

- 但し、刑事事件を除く。… 条文上の根拠の欠如

2022年1月1日:

弁護士、官庁 (Behörden)、公法上の法人の対応期限

法曹関係者の裁判所に対する申立て („professionellen“ Einreichern) は、原則として、電気通信 (elektronische Kommunikation) 手段によつてのみ認められる。

出典: 司法省 Justiz Online <https://www.justiz.de/>

日本語文献: 森下宏輝 司法のIT化 ドイツの現状 法曹2017年6月号

21

裁判所IT化の現状



Nordrhein-Westfalen: 行政、財務、社会、労働、各裁判所

Bochum及びAachen: 地方裁判所: 民事訴訟手続

Essen及びOberhausen: 区裁判所: 民事訴訟手続

Bonn地方裁判所: 商法335条 5項 (EHUG)による手続

Köln地方裁判所: 著作権法 101条 9項による手続

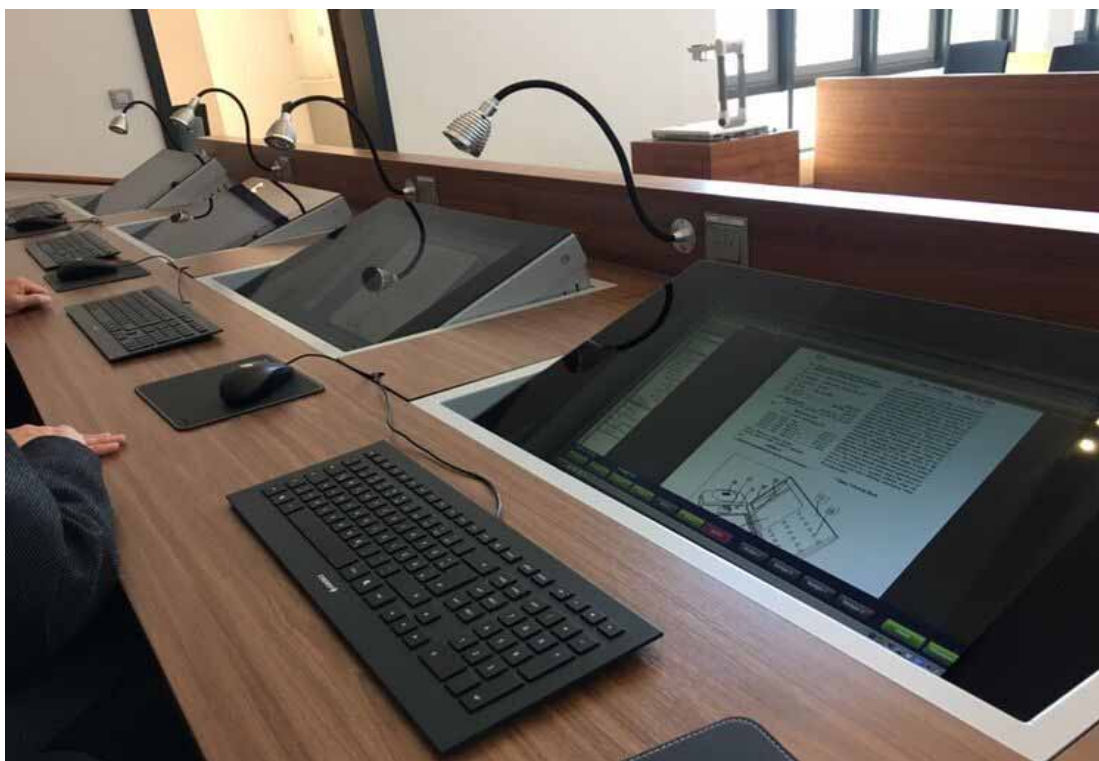
訴え、申立て、その他の書面並びに手続に関連する全ての文書 (Dokumente) を電子的に提出することができる。
更に、督促手続、及び、全ての登記載判所においても、電子的法情報交換 (elektronische Rechtsverkehr) が可能。

出典: 司法省 Justiz Online

<https://www.justiz.nrw.de/JM/schwerpunkte/erv/index.php>

22

連邦特許裁判所裁判官席



23

裁判所ICT化の現状（聞き取り調査）



Landshut地方裁判所: バイエルン州ITセンターによるパイロット裁判所

- ・ 電子申立て: 5%程度の利用しかされていない。
- ・ 年齢的な問題より、銀行関係の弁護士が慣れていることから利用が多い。
- ・ 裁判所内では支援システムを利用。2017年10月1日から民事に関しては、電子記録のみ。

Muenchen地方裁判所:

- ・ まだシステム自体が入っていない。
- ・ 年齢的な問題は存在する。一度部分的に電子情報交換のシステムを入れた際に、トラブルが続出し、慎重になっている。
- ・ 裁判所職員に対する影響:
ミュンヘンでは、書記官の人員削減は行わず、当事者訴訟が認められる簡易裁判所等の配置転換を考えている。レーゲンスブルクでは、書記官の人員削減を予定している。

24

刑事事件に関して現状（聞き取り調査）



連邦司法省：

- ・ 刑事事件については、裁判記録が膨大だったので、自然と記録を電子化するようになった。したがって、刑事については後から法律で根拠付けを行った。
- ・ 記録の電子化については、紙の記録をデジタル化したものと、原本の記録との同一性をどのように判断するのかが議論されている。
- ・ 紙をスキャンしてデジタル化して保管するが、紙の方の記録は現在6カ月間保管して、その後廃棄する。
- ・ 記録の閲覧について、オンラインで閲覧できるようなポータルサイトを州レベルで今後作成する予定。
- ・ すでにオンライン閲覧に関する法律が2017年7月14日に成立している。
§ 147 StPO, Gesetz zur Einführung der elektronischen Akte in der Justiz und zur weiteren Förderung des elektronischen Rechtsverkehrs vom 5. Juli 2017 BGBl Teil 1 Nr.45

25

安全な通信方法現状（聞き取り調査）



De-Mail： 民間の認証されたプロバイダを利用。安全で信用でき証明可能なメール。
beA： 弁護士会私書箱

ミュンヘン弁護士会IT化担当弁護士：

- ・ 適格電子署名付メールは、全てのメールに電子署名を付けなければならない、煩わしくて普及が困難。beAの場合、ログイン時に認証するだけで、そのネットワークの中では電子署名は不要。 ← 問題点：アップルが使えなくなる。

連邦特許裁判所：

- ・ De-Mailと2018年1月1日からbeA+EGVP(暗号化)の2種類のみ利用できる。

連邦司法省：

- ・ 電子署名が面倒だったので、なかなか電子情報交換進まなかった。
- ・ 連邦議会が電子的取引に関する法案を可決し、すべての手続において電子的やり取りを可能にすることとなった。

26

セキュリティに関して現状

(聞き取り調査)



連邦司法省:

サイバーセキュリティについて、行政と裁判所とは同じ基準を採用。行政でも裁判所でも個人情報扱っているため、そのセキュリティの必要性や程度は同じ。データの管理や保管は、行政も裁判所も同じ場所で保管している。ただ、アクセス権限は明確に区別して管理している。各裁判所が別々に保管するとサイバーセキュリティの点から同じ基準で保護できないので、国と同じ場所で保管することになっている。

ミュンヘン地裁判事:

裁判所の問題ではなく、裁判所・行政私書箱 (Elektronisches Gerichts- und Verwaltungspostfach) の問題。

Landshut地方裁判所:

認証・登録されたPC以外はアクセス不可。
計算機センターとITセンターの2カ所でアクセス管理。

27

記録の閲覧現状 (聞き取り調査)



連邦司法省

- ・ 記録の閲覧について、オンラインで閲覧できるようなポータルサイトを州レベルで作成する予定。
- ・ すでにオンライン閲覧に関する法案が2017年7月14日に成立。
- ・ 今後、2018年～2020年まで試験的に導入。その後義務化する予定。
- ・ アクセス権限があるのは当事者のみ。
- ・ 権限を有する者は、アクセスコードをもらってポータルサイトにアクセスして、記録をダウンロードすることができる。
- ・ ダウンロードした後はその記録を二次利用しないように、刑罰も課す。

28

スペインの地方行政区画



50県 (provincia)
1978年憲法
自治州制度導入
17自治州
(comunidad autónoma)
2自治都市
(ciudad autónoma)

(出典: Wikipedia)

29

ARCONTEの実績

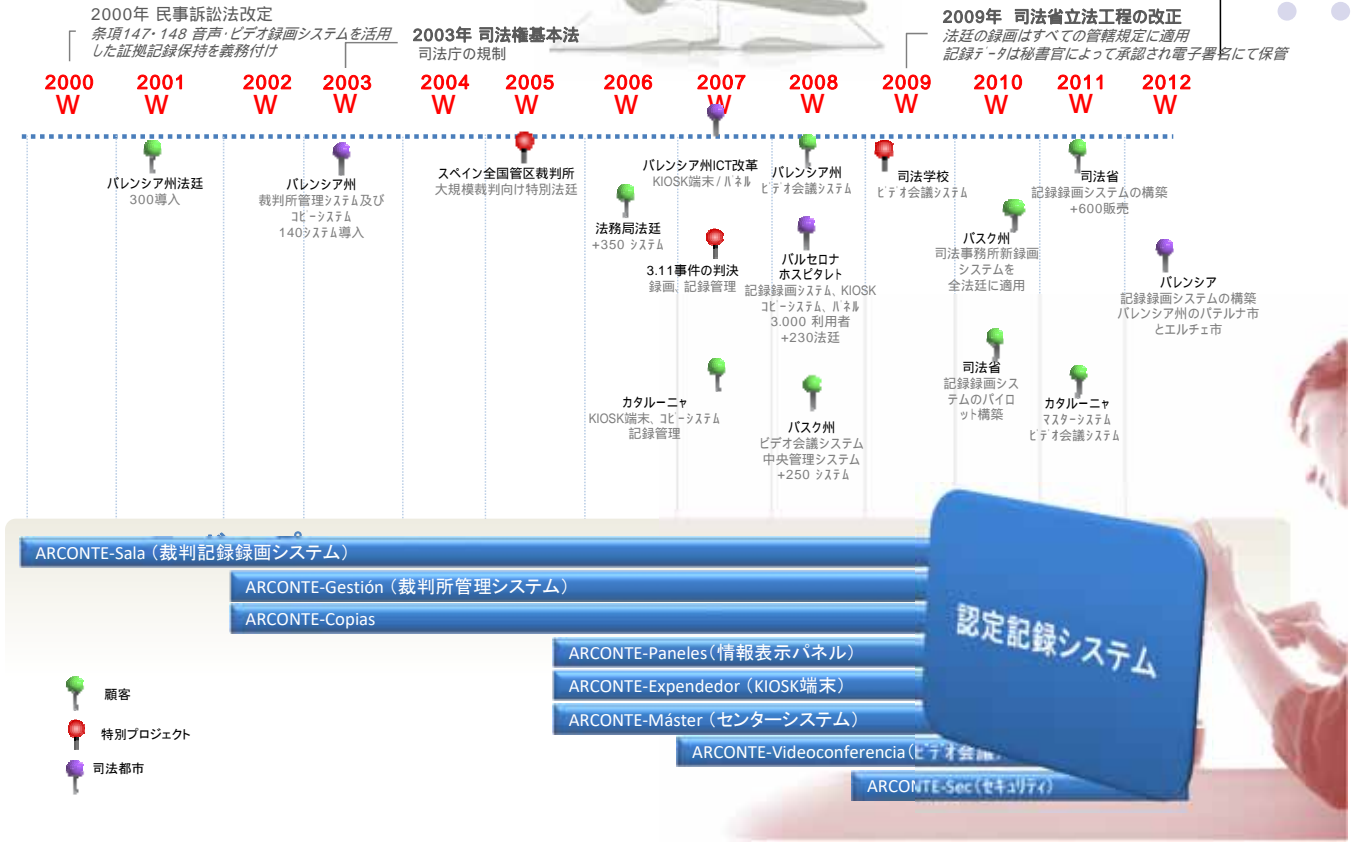


- 2,600法廷(スペインの81%)、434裁判所に導入
- ARCONTEの利用者数:
 - ・ 裁判官、事務員等: 約20,000人
 - ・ 弁護士他: 約200,000人
- 年間約1,500,000公判が記録されている
(500,000時間以上/約50TB)
- 弁護士向けセルフサービスのプリント端末や、
KIOSKタッチパネル端末を活用した利用実績として、
年間2,880,000コピーを発行

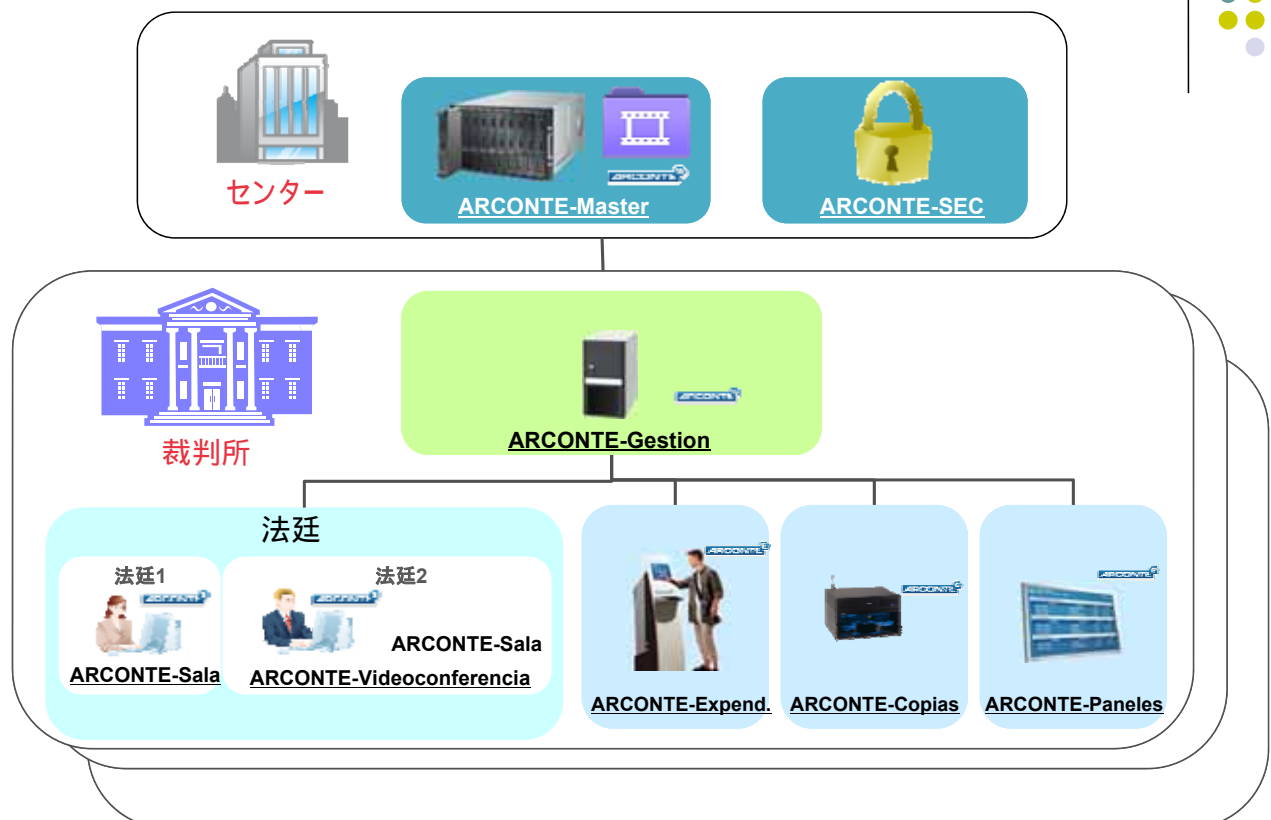


30

スペイン裁判録画に関する活動経緯



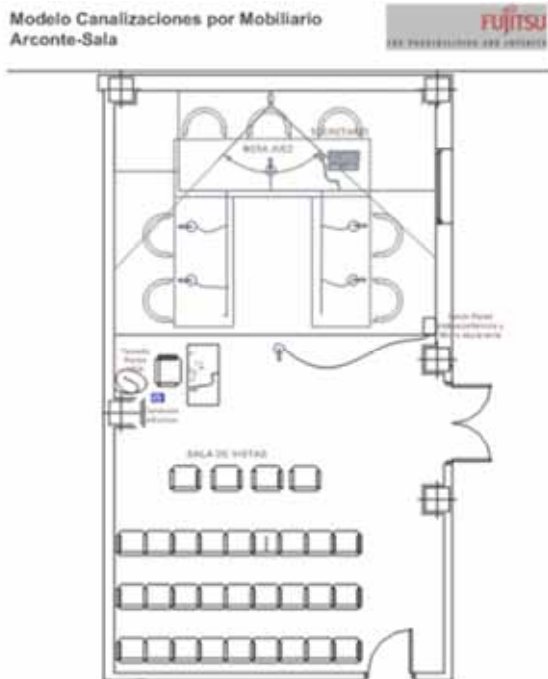
ソリューション体系





利用シーン

< 機器接続例 >



ARCONTEの法廷導入事例



法廷：録画システムとビデオ会議システム



多目的室：録画システムとビデオ会議システム



大規模公判用法廷(最高裁)
Ex) テロ訴訟11-M審判



司法解剖

録画面面



日時

<詳細>
裁判番号、訴訟名など

ワークフロー



■一般的な録画業務の流れ

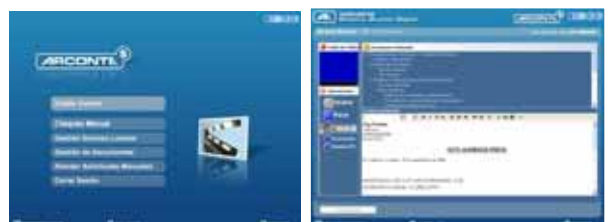
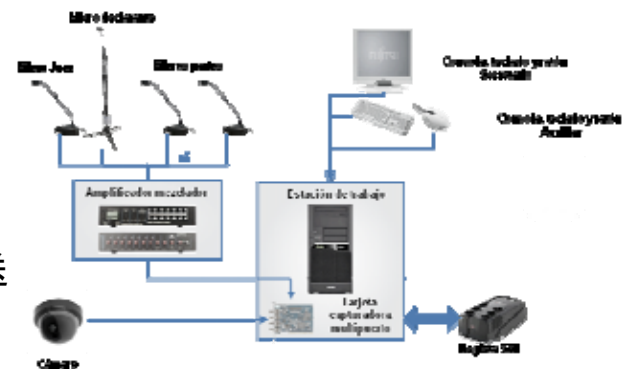


35

ARCONTE-Sala (裁判記録録画システム)



- 司法関係者(判事、秘書官、補佐官、法医学)
- 裁判関係者(弁護士)
 - 裁判録画
 - テスト録画機能(プレ録画)
 - ローカル記録データ管理
 - ARCONTE Gestion(管理サーバ)への記録転送
 - 非常事態モード(オフライン)
 - アラート管理
 - 利用者監視
 - ライブビデオストリーミング
 - 公判に基づくインデックス付き記録
 - ビデオ、記録の電子署名管理
 - 秘書官の電子署名(ビデオ、記録等の配布用)
 - ローカルコピー



36

ARCONTE-Gestion (裁判所管理システム)



□ 司法関係者(判事、秘書官、補佐官)

- 全ての法廷システム(裁判録画、コピー、KIOSK端末、パネル、ビデオ会議)を管理
- ビデオ、記録データの保存
- 裁判結果、裁判所等のメタデータ付きカタログ
- ライブビデオストリーミング管理
- ビデオ オンデマンド(ストリーミング)
- 予約システム管理(パネル管理含む)
- 統計
- 監査



37

ARCONTE-Copies (コピーシステム)



□ 最高裁、秘書官

- コピー原本は裁判所にて保持(秘書官管理)
- CD/DVD/Blu-ray等の各種媒体へ自動コピー
- 元データは自動コピーされる一方、利用者からの追加コピーに関しては、ARCONTE-GestionからWeb経由で依頼が可能



38

ARCONTE-Expendedor (KIOSK端末)



- 弁護士、被告人(弁護士を通じて)
 - 司法関係者向け端末
 - 司法秘書官から認可された関係者のみコピー発行
 - 秘書官の手間を軽減
 - 関係者は自身の関与するビデオにPINコードにて公判記録にアクセスし、USBやCDへダウンロード可能



ARCONTE-Paneles (情報表示パネル)



- 弁護士、被告人、参加者
 - 裁判の開催情報や進捗状況を表示
 - 裁判状況に連動してリアルタイムに情報を自動更新
 - 設置先に合わせてさまざまな情報の表示が可能

Inicio	Juzgado	Expediente	Sala de vistas	Estado
12:20	Juzgado de Primera Instancia 22	000006647008	Sala de Vistas 03	OPORTUNA
12:26	Juzgado de Instrucción 2	000003430207	Sala de Vistas 02	RETRASADA
12:49	Juzgado de lo Contencioso Administrativo 18	0000096282008	Sala de Vistas 03	EN CURSO
13:00	Juzgado de Primera Instancia 7	000001062004	Sala de Vistas 04	EN CURSO
13:30	Juzgado de Primera Instancia 7	000000000000	Sala de Vistas 01	EN HORAS
13:30	Juzgado de Instrucción 2	000001202007	Sala de Vistas 02	EN HORAS
13:30	Juzgado de Primera Instancia 22	000006647008	Sala de Vistas 02	EN HORAS
13:30	Juzgado de lo contencioso Administrativo 18	000001950006	Sala de Vistas 02	EN HORAS
13:30	Audiencia Penitenciaría Central 4	000001122007	Sala de Vistas 14	EN HORAS
13:44	Juzgado de Primera Instancia 7	000004462006	Sala de Vistas 04	EN HORAS
13:45	Juzgado de Primera Instancia 2	000004752007	Sala de Vistas 13	EN HORAS
13:48	Juzgado de Primera Instancia 8	000000700006	Sala de Vistas 09	EN HORAS
14:00	Juzgado de Primera Instancia 7	000004082007	Sala de Vistas 04	EN HORAS
14:00	Juzgado de Instrucción 1	000001042007	Sala de Vistas 18	EN HORAS
14:00	Juzgado de Instrucción 2	000001000007	Sala de Vistas 16	EN HORAS

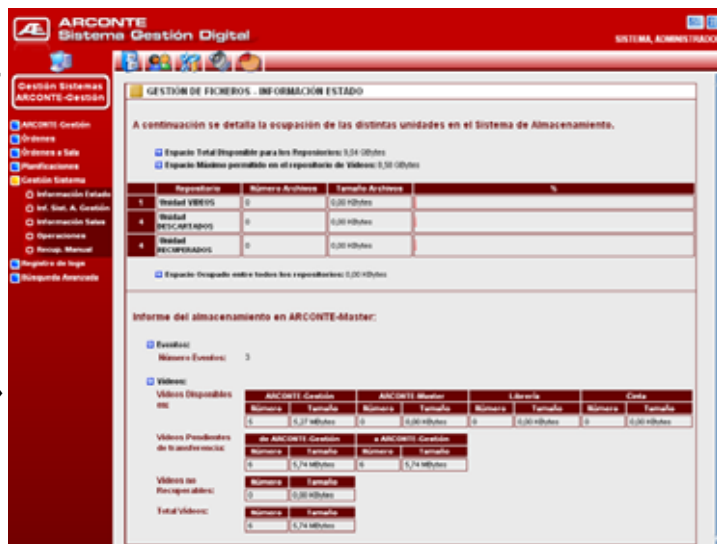


ARCONTE-Master (センターシステム)



□ 政府、管理者、システム運用者

- すべての法廷、すべての裁判所からのカタログデータの一元管理
- マルチメディアの一括保存
- 集中バックアップシステム
- 生産性の測定のためグローバルシステム統計を活用
- 全システムのソフト更新管理

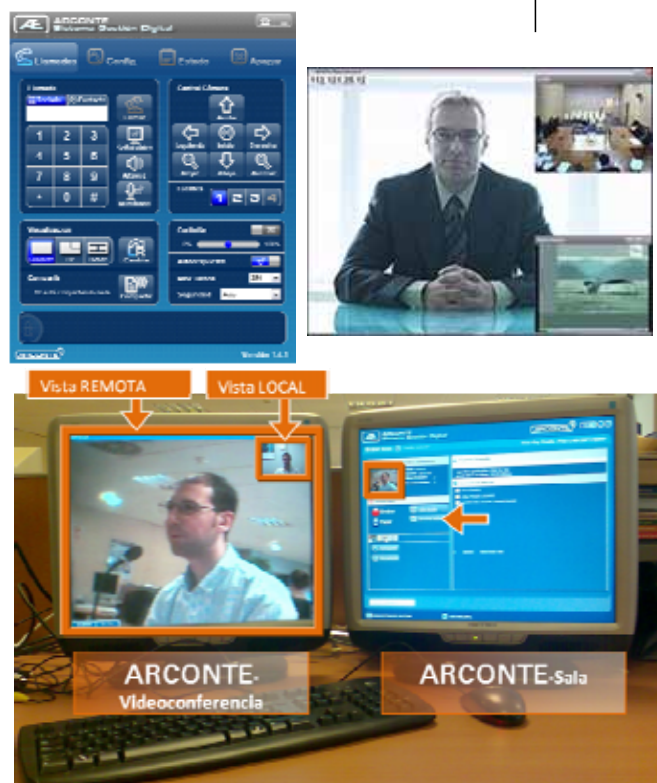


41

ARCONTE-Videoconferencia (ビデオ会議)

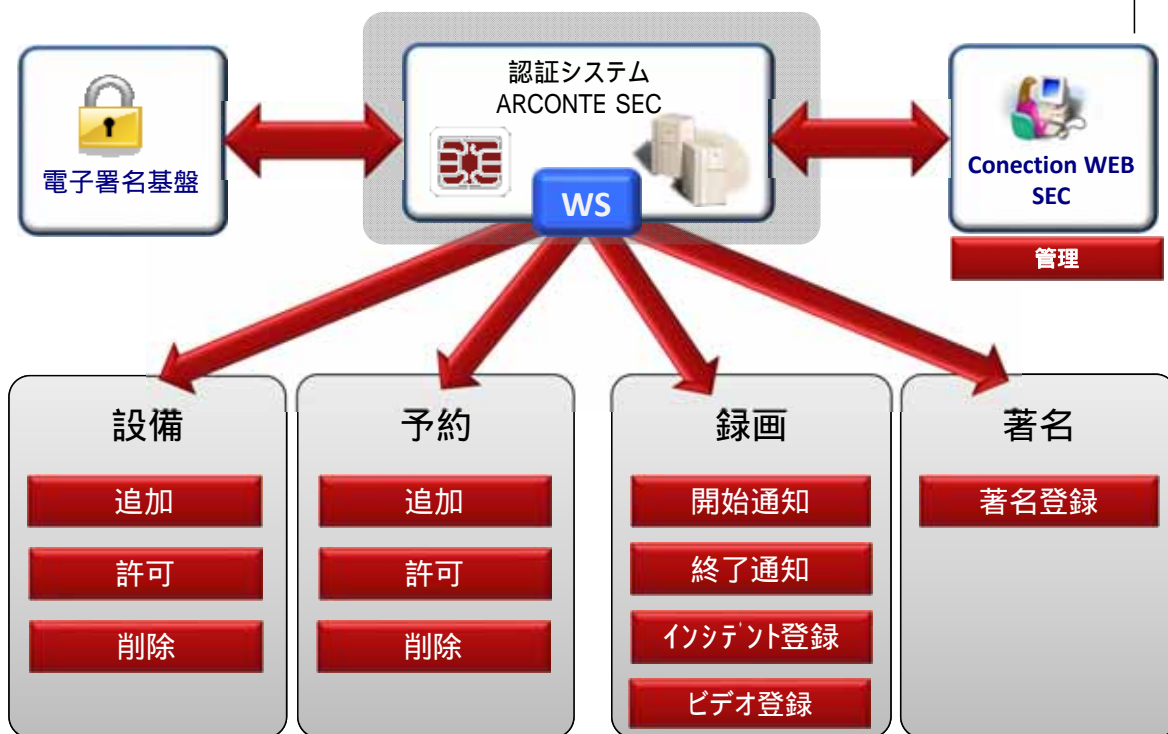


- 司法関係者
(判事、秘書官、補佐官、法医学)
- 裁判関係者(弁護士)
遠隔地から法廷へアクセスすることで、
時間とコストを削減
被告人の移動をなくし、遠隔地からの参加にすることで、法廷の安全性を改善
専門知識が不要で、容易な接続
標準セキュリティ
コミュニケーションタイプ:
- Native ip
- Using a gateway (ISDN 他)



42

ARCONTE-SEC (セキュリティ)



43

導入効果

■ 現在、スペイン法廷における秘書官の役割として、主に裁判内容記録のための速記を中心とし、その他に裁判関係者への補助的役割（入廷サポート、身分証明）等を担っている

- ・ 600法廷 × 2時間/日 × 220日 = 264,000時間
- ・ 法廷内の作業をARCONTEに置き換えることで、秘書官の作業を、年間約264,000時間の工数を削減



- 記録の完全性、真正性の保障
- 帳簿記録や録画履歴のトレーサビリティ
- 日時、裁判ID、公判番号などをビデオにヒモ付け
- アプリケーションと秘書官の両方からの電子署名
- 利用者すべてを監視・監査
- ソフトとコンポーネント間のセキュア通信(3階層)

安全性、完全性、真正性

信頼

法務省管轄の法廷数

44



裁判のICT化 基本視点

- 訴訟記録のデジタル化を通じて、包括的な裁判管理システムである「e-ファイリング」システムを念頭に置いたシステム構築。
- より利用者の便宜に適うIT化
(費用納入・裁判公開・遠隔裁判)
- 技術革新の早いIT技術に備え、裁判所の関与する形での研究施設、ないし情報共有の場を設置する。

45



ICT化の基本視点

- アメリカ(シンガポール)式
訴訟資料、訴訟自体を全部公開することの是非
- オーストリア式
遠隔の申立て・送達のみ
- ドイツ式
従来型手続のICT化
- スペイン式
ICTに合わせた発想の転換

46



本人認証

- アメリカ
ID・パスワードのみ
+
個人 社会保障番号 法人 納税者番号
- 日本 電子署名
- ドイツ 電子署名+PINコード

47

電子申立て



ドイツ・日本：
電子署名付PDFのメール添付

アメリカ：（2005年南ニューヨーク地区破産
裁判所）

シンガポール：（2017年検討会報告）
裁判所サーバへの書込（督促手続）

48



動画原本と判決書

動画による訴訟記録の作成
… 簡易裁判所の調書実務

判決書は誰のために(判決書の必要性)
刑事 (裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第2回))
10.0%
民事 (平成28年司法統計地方裁判所)
第一審通常訴訟新受事件数 148,295
控訴審通常訴訟新受事件数 14,145
→ 控訴率 9.5%

上訴されない裁判に判決書は必要か？

49

利用者の便宜

- 原告・被告(ないし原告代理人)、証人
オンライン申立て・ビデオリンク 裁判所に出かける手間と費用
(現行法上、証人のみに認める 最も裁判官の五感にさらされなければ
ならない証人でテレビ会議システムが認められている以上、当事者に
認めることに問題はない。)
- 裁判手続費用の支払い
2003年の「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律」で、
「民事訴訟費用等に関する法律」第8条改正
印紙購入のみ → 現金
(ただし、民事訴訟費用等に関する規則4条の2
・ 納付する手数料が100万円を超える場合に限る
・ 事前に銀行で納付、領収書を持参
→ 印紙が銀行の領収書に変わっただけ。)
クレジットカード・デビットカード、インターネットバンキング、電子マネー



50



利用者の便宜(裁判の公開 憲法82条)

傍聴の問題点

著名事件の傍聴席くじ引き:

- オンラインでの申込み、事前選抜
裁判所内別室へのオンライン配信

訟廷表: 事件当日、受付の表で閲覧

- ウェブサイト上の事前の公示

裁判の公開方法 メディアを利用した裁判の公開の検討

- ・ 裁判専門のケーブルテレビのチャンネル
- ・ ケーブルテレビ、インターネット上のストリーミング
(コンピュータでモザイク、音声変換、仮名処理等をした上での送信可能)

51



利用者の便宜(弁護士)

● IT化の恩恵としての電子内容証明郵便制度

インターネット経由で事務所のコンピュータから内容証明郵便を送付することができる。

● 裁判所との間で、オンラインでの申立て、デジタル文書の受領・閲覧ができるようになり、テレビ会議システムで出頭の要件を満たすとすれば、弁護士事務所が裁判所の近くにある必要すらなくなる。

● 倒産管財人の業務処理

債権のオンライン届出等

52



費用・労力の軽減(裁判所)

- 訴訟資料作成のための労力・負担の軽減
当事者・代理人・証人 出頭の費用負担、文書郵送費軽減
- 訴訟資料のデジタル化
刑事事件控訴審
第一審事件記録のコピーを裁判所書記官三部作成
・判決書 デジタルファイルで作成も書面が原本
・訴訟資料 作成・送付・保管(水俣病等)
→ 裁判所ネットワーク上、メール添付ファイルないし、サーバ上の共有

53

口頭弁論の充実



- 裁判員制度と分かりやすさ
証拠・資料の呈示
プレゼンテーションソフト、CG等シミュレーション技術・ヴァーチャルリアリティ等の利用
- 遠隔裁判
証人尋問等の手続の簡便化
受命裁判官や受託裁判官による遠隔地の調査
- 直接主義・口頭主義の名の下での「陳述します」の一言陳述
(民事裁判が実質書面主義になっている現実
→ 形式的な部分を、ITを利用することにより省き、実質的な直接主義・口頭主義がどう実現されるべきか、再検討する必要)

54



民事訴訟法改正との関連

- 書面中心の民事訴訟手続を電子文書「でも」行える制度にする
- 訴訟記録のデジタル化を通じて、包括的な裁判管理システムである「e-ファイリング」システムを導入する可能性を開く。
- 当事者を含んだ遠隔裁判の可能性を開く。
- 利用者に使いやすい裁判制度（費用納入／裁判公開）
- 民訴170条3項の「電話会議システム」ように、特定のIT技術を前提とした規定は、新しい技術の導入を遅らせる側面がある。既に携帯電話でもテレビ電話が利用されている時代に、音声に限定する条文をおく必要は無く、ドイツ、アメリカの条文のように、文字通り日進月歩の新しい技術には柔軟に対応できるようにすべき。



現行法における遠隔会議

	遠隔出廷等区分			電話会議	テレビ会議	遠隔地の出廷場所等
	当事者 (原告・被告) ※訴訟代理人含む	証人等	専門委員			
口頭弁論 期日	××			不可	不可	
	○×			不可	不可	
	○○	×		不可 ※簡裁少額訴訟のみ 電話会議による証人尋問可。 (法372条)	以下が可能 ・証人尋問 (法204条1号) ・本人尋問 (法210) 鑑定人意見陳述 (法215の3)	証人・本人は遠隔地の裁判所 (規則123条1項) 鑑定人は相当と認める場所(規則132の5) ※法204条2号はビデオリンク方式で、証人・本人の出廷場所は受訴裁判所の他の場所又は他の裁判所(規則123条2項)
	○○		×	専門委員の説明 (法92の3)	専門委員の説明 (法92の3)	専門委員は通話できる場所 (規則34の7)
弁論準備 手続期日	××			不可	不可	
	○×			一方の当事者 (法170条3項)	一方の当事者 (法170条3項)	通話できる場所 (規則88条2項)



将来へ向けての課題

- 他の司法手続きへの拡張
倒産手続・公害訴訟等
- 訴訟費用支払いのデジタル化
- 上訴手続のオンライン化
- 他の手続きとの連携
(例: 法テラス・ADR・電子記録債権制度・時刻認証・
電子認証・電子公証)
- 海外連携 国際仲裁裁判プラットフォーム

57



課題解決の方向性(1)

- 費用負担を軽減するため、テレビ会議システムを現行のISDNからIPプロトコルのシステムに置き換える。
- 電話会議・テレビ会議システムを遠隔会議システム一つにし、煩雑な規定を整理する。
- 遠隔会議システムによる裁判への参加を「その期日に出廷したものとみなす(民訴規96条)」の規定を一般化し、証人以外の当事者及び当事者代理人にも、広く遠隔による参加を認める。(cf. 家庭裁判所)
- 遠隔でサイバーコートシステムを通じて尋問する代理人が不利になる可能性を極力抑えるため、より臨場感のあるシステム構成にする。あるいは在廷証人は、別室で遠隔参加することにより、両代理人の衡平を図る。
- 公的な司法通訳制度を作り、遠隔司法通訳を行うことにより、容易で安価な司法通訳の実現する。

58

課題解決の方向性（2）



- ・ 独立簡裁を含むすべての裁判所から遠隔で参加できるように、サイバーコートシステムを導入する。さらに、本人認証、遠隔拠点における適正手続を確保するための検討を進め、市区町村役場、公民館、弁護士事務所等への遠隔拠点の拡大を図る。
- ・ 動画による裁判記録を一般化する。原本性をもたせるため、電子透かしを入れる等の処理をして、公的なサーバ上で一括保存する。将来的には、デジタル化された訴訟記録と一括して編綴できるようリーガルXMLを策定し、上訴等で記録を閲覧する際の便宜を図るため、サムネイルソフト（目次付けソフト）、アノテーションソフト（動画解析ソフト）の組み込みを行う。
- ・ できあがったシステムを、積極的に訴訟外紛争解決手続の場で利用できる環境作りをする。さらに、倒産手続・公害訴訟等、ICTがまさに活躍する利害関係人の多い手続等、他の司法手続きへの拡張を図る。

59

資料サイト



首相官邸 日本経済再生本部
＞ 裁判手続等のIT化検討会

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/index.html>

笠原 DropBox

<https://www.dropbox.com/sh/d3lwswmff49m4db/AABnvZd6Hm0kfGNhOdXFB8Ona?dl=0>

質問は、kasahara@toin.ac.jpまで。

60